# 省　令

**○農林水産省令第四十二号**

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三人」を「二人」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。